

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 15 件 |
| 国民年金関係 | 7 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 23 件 |
| 国民年金関係 | 16 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から44年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

私は、昭和43年12月20日に会社を退職した後、A町（当時）からB町（当時）に転居し、44年2月に婚姻届を同町役場に提出した。そのころ、国民年金の加入手続を行い、夫の分と一緒に保険料も納付した。

昭和44年4月以降の保険料については、夫婦二人分を併せて集落の班長の家において納付していた。平成7年11月に、家が火災に遭い、全焼したため、領収書等は残っていないが、両申立期間の保険料については納付していたはずであり、事実、国民年金加入期間の一部期間に保険料の未納があるものの、両申立期間の夫の記録については納付済みとなっている。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②の保険料について、B町役場から納付書が届いた後、夫婦二人分を併せて集落の班長の家において納付していたと主張しており、事実、その夫の申立期間②の保険料については納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人の夫は、C職人であり、申立期間②の前後において、生活状況に大きな変化が認められないことから、申立人に係る申立期間②の保険料を納付するのに経済的な問題はなかったものと考えられる。

2 一方、申立人は、夫婦二人分の保険料を併せて納付していたと主張して

いるが、その夫も申立期間①の一部期間に保険料が未納となっていることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、申立期間①の保険料について、後からさかのぼって納付したことは無いと主張しており、事実、この期間の保険料について特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年10月までの期間及び48年4月から同年12月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年10月まで
② 昭和46年7月から47年3月まで
③ 昭和48年4月から同年12月まで

社会保険事務所で夫婦二人の国民年金の納付記録を確認したところ、私のみ、昭和44年1月から同年10月までの期間、46年7月から47年3月までの期間及び48年4月から同年12月までの期間について、未加入期間であるとされていたほか、44年4月から45年3月までの期間については、国民年金保険料が還付されていた。

各申立期間の保険料については、妻の分と併せて納付しており、申立期間①のうち、昭和44年1月から同年3月までの保険料については、特例納付により納付していると記憶している。

このため、各申立期間について、国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の妻に係る各申立期間の保険料については、納付済みであり、申立人は、各申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

2 申立期間①について、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和47年12月1日に、45年1月から同年3月までの保険料を特例納付により納付していることが確認できるが、この期間において、厚生年金保険被保険者資格

を有していることから、行政側の申立人に係る記録管理に疑義が認められ、事実、同台帳により、一緒に納付していたとする申立人の妻は、44年1月から同年3月までの保険料を47年12月1日に特例納付していることが確認できる。

また、申立人は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、昭和44年4月から同年12月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、この時点では、同期間について、国民年金被保険者資格を有していたことが確認できるが、国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず、還付手続が行われ、申立期間①について国民年金に未加入とされていることについては、行政側における事務処理の不備が認められる。

3 申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、昭和48年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているため、同年4月21日に国民年金被保険者資格を取得すべきところ、49年1月に同被保険者資格を取得し、保険料の納付を開始していることが確認できることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかったものと推認できる。

4 一方、申立期間②について、申立人は、保険料を納付していたと主張しているが、同期間については国民年金被保険者資格を有していないため、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、その妻が申立期間②の保険料を納付していたと主張しており、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間②当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所で夫婦二人の納付記録を確認したところ、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間について、私の国民年金保険料のみが未納とされていた。

申立期間の保険料については、夫の分と併せて口座振替により納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をほぼすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の保険料については、夫の分と併せて納付したと主張しており、その夫の申立期間に係る保険料については納付済みとなっている。

さらに、申立人の申立期間当時の居住地である A 市役所が管理する国民年金被保険者名簿によると、申立人とその夫は、昭和 48 年 9 月に、一緒に保険料の口座振替申請していること、また、その後の保険料納付日が同日であることが確認できることから、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 10 月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和 61 年 7 月から同年 10 月までの国民年金保険料が還付されているとの回答を受けた。

申立期間の保険料については、厚生年金保険に加入したという理由により還付されているが、厚生年金保険に加入したのは、申立期間直後の昭和 61 年 11 月 1 日である。

このため、申立期間について、保険料が還付済みとされ、国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人が保管する昭和 61 年度国民年金保険料納付通知書兼領収書により、申立人は、申立期間の保険料を現年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間について、国民年金被保険者資格を有していたことが確認できる。

また、申立人が保管する年金手帳及び申立人の居住地の市役所が管理する国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 61 年 7 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が厚生年金保険に加入したのは、申立期間直後である 61 年 11 月 1 日であることが確認できる。このため、本来、申立期間については、国民年金に強制加入となるべき期間であり、保険料が納付されていたことから、還付手続が行われ、未加入期間となっていることについては、行政側における事務処理の不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 10 月及び同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 61 年 10 月及び同年 11 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間、60 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 10 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①については、高校卒業後、叔母の家で A 職になるための修業をしており、叔母が保険料を納付してくれていたと聞いていた。申立期間②及び③の保険料については、B 町役場（現在は、C 市役所）において納付していたはずである。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、それぞれ 3 か月及び 2 か月と短期間である上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間②及び③の前後の期間について、保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間②及び③の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人の夫は、申立期間②及び③当時、厚生年金保険に加入しており、標準報酬月額による収入に大きな変化が見られない上、生活状況にも大きな変化は認められないことから、申立人に係る申立期間②及び③の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

2 一方、申立人が国民年金に加入した時期は、直後の任意加入者の国民年

金手帳記号番号から、昭和 41 年 4 月ごろと考えられ、この時点では、申立期間①の大半については時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、その叔母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

大学生のころ、両親が私の国民年金保険料を納付してくれていたことを、両親と話した記憶がある。

最近になって社会保険事務所に納付記録を照会したところ、両親が納付してくれていたと思っていた学生時代について、国民年金に未加入となっていること、また、未加入期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については、保険料を納付した後、還付された記録があるとの回答を受けた。

このため、申立期間について、保険料が還付済みとされ、国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和 37 年 8 月 27 日に国民年金被保険者資格を取得し、同年 9 月 10 日に喪失したことが確認できるが、同資格を喪失させた理由が見当たらない。

また、申立人は、申立期間を含む昭和 37 年 9 月から 40 年 3 月までの期間について、学生であったことによる合算対象期間（カラ期間）であるが、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、37 年 8 月 27 日に国民年金被保険者資格を取得し、申立期間の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間については、本来、国民年金の任意加入被保険者とするべき期間であり、保険料が納付されていたにもかかわらず還付手続が行われ、理由が不明である

が、国民年金の未加入期間となっていることについては、行政側における事務処理の不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、夫の母が、家族 4 人分の保険料を納税組合の集金時に納付しており、一緒に保険料を納付していた夫については、申立期間の保険料の納付記録が見つかり、納付記録の訂正をしてもらった。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫に係る申立期間の納付記録が、平成 21 年 6 月 23 日に追加されていることが確認でき、また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人とその夫に係る申立期間の記録が同一内容であることが確認できることから、行政側の申立人に係る記録管理についても適正に行われていなかったことが推認できる。

また、申立人は、申立期間当時、家族で A 販売店を経営しており、申立期間の前後において生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人に係る申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 49 年 9 月 11 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A社B事業場に勤務していた昭和41年4月1日から49年9月11日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっているとの回答を受けた。しかし、脱退手当金の支給日とされている昭和50年1月16日にはC国に出国しており、受給した覚えが無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の支給日である昭和50年1月16日当時、同じA社B事業場に勤務していた申立人の夫のC国転勤に伴い、同国に在住していたと主張しているところ、申立人及びその夫のパスポートによれば、申立人は、49年12月*日から52年8月*日までの期間に、また、夫については、49年7月*日から52年8月*日までの期間に、それぞれ日本を出国しており、脱退手当金の支給日である50年1月16日には、夫婦共に日本国内に在住していなかったことが確認できる。

また、申立人は、C国在住中、日本国内における連絡先を自らの実家又は夫の実家にしていただと述べているところ、当時、申立人の実家に居住していた申立人の両親及び妹のうち、存命中の妹に確認したところ、脱退手当金を受け取った覚えは無いと主張しており、また、当時、夫の実家に居住していた夫の両親のうち、存命中の母親は、申立内容に係ることは覚えていないと述べている。

一方、A社B事業場において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失

した昭和 49 年前後の各 3 年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を充足している同僚の女性 29 人中、社会保険庁のオンライン記録により脱退手当金の支給記録が確認できる者は 4 人と少数であり、申立人及びこれら同僚について、社会保険事務所が管理する A 社 B 事業場の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人については、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示及び当初の支給決定日が手書きにより記録されているが、同僚 4 人については、「脱」表示及び支給決定日とも印影による記録であり、加えて、申立人については、脱退手当金の支給決定日が、手書きにより 49 年 11 月 22 日と記録された後、印影により 50 年 1 月 13 日に訂正されており、記載内容が不自然であることがうかがえる。

さらに、当該原票に記載されている支給決定日から社会保険庁のオンライン記録による支給日までの所要期間をみると、申立人は 3 日間（うち祝日 1 日を含む。）であるのに対し、同僚 4 人のうち、3 人は 2 か月を要し、残る 1 人は 3 日間となっていることが確認できる。当該所要期間が申立人と同じ 3 日間となっている同僚に照会したところ、自分は脱退手当金を受給した覚えは無いとの証言が得られた。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 3 月から同年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）における資格取得日に係る記録を 36 年 3 月 1 日とし、資格喪失日に係る記録を同年 9 月 6 日とし、当該期間の標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 36 年 2 月まで
② 昭和 36 年 3 月から同年 8 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた昭和 34 年 4 月から 36 年 8 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間については、C 職として当該事業所に勤務しており、入社して 1 年程後に、ピンク色で 7 センチないし 10 センチ四方の厚生年金保険の証書をもらった記憶があるので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、D 社（平成 5 年 11 月に B 社より事業を譲渡された会社）から提出された申立人に係る「失業保険被保険者資格取得確認通知書」及び同「資格喪失確認通知書」により、申立人は、A 社において、昭和 36 年 5 月 15 日に失業保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 5 日に離職となっていることが確認できる。

また、申立人が申立期間②当時に A 社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、D 社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険

者資格取得確認通知書」及び同「資格喪失確認通知書」により、申立人は、A社において、昭和 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同日に同資格を喪失していることが確認でき、同資格喪失の届出は、同年 9 月 15 日に行われていることが確認できる。

しかし、申立人がA社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得すべき者で無かった場合、資格取得を取り消す届出を行うべきところ、事業主は、失業保険の資格喪失日の 10 日後に、社会保険事務所に対し厚生年金保険の被保険者資格喪失届を提出していることから判断すると、申立人が被保険者資格取得と同日に資格を喪失したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和 36 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 9 月 6 日に同資格を喪失し、同年 3 月から 8 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、D社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書から、1万円（8等級）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は不明であるとしているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同資格取得日と同日の昭和 36 年 3 月 1 日とされており、同資格喪失届が同年 9 月 15 日に提出されていることから、仮に、事業主が申立期間②に係る保険料を一度社会保険庁に納付していたとしても、さかのぼって同資格喪失届が提出された結果、当該期間に係る保険料は事業主に還付されていると考えられ、その結果、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人が申立期間①当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

一方、D社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人は、昭和 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、失業保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人は、同年 5 月 15 日に失業保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間①当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した 12 人に照会したところ、7人から回答が得られたものの、申立人に係る申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚の中には、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらない者が存在することから、同社にお

いては必ずしも全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立期間①当時の事業主は既に他界しており、また、D社に照会したところ、申立期間①当時の勤務状況等を確認できる資料は残存していないとの回答であったため、申立人に係る申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月8日に、同社本社における資格取得日に係る記録を同年11月8日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和43年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月21日から同年11月8日まで
② 昭和43年11月8日から同年11月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支社に勤務していた昭和43年10月21日から同年11月8日までの期間及び同社本社に勤務（C社に出向）していた43年11月8日から同年同月30日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。昭和41年2月21日にA社に採用され、60年8月20日にC社を退職するまで継続して勤務しており、年金記録に空白の期間があるはずがないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC社退職時の退職所得の源泉徴収票には、就職年月日が昭和41年2月21日、退職年月日が60年8月20日と記載されていることが確認できること並びに申立人が名前を挙げた申立期間当時の上司及び同僚から、申立人は、申立期間中にA社に継続して勤務していたとの証言が得られたことから、申立人は、申立期間中にA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間の前後に、申立人と同様、A社B支社から同社本社に異動した同僚6人のうち、5人については異動に伴う厚生年金保険被保険者資格

の欠落が無いことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚から、申立期間当時の昭和 43 年 11 月ころには、C 社で申立人と一緒に仕事をしていたとの証言が得られているとともに、D 社（A 社の現在名）に照会したところ、古い記録には月中の異動があったことが確認でき、申立人の主張する 43 年 11 月 8 日付けの異動はあり得るとの回答が得られたことから、申立人の主張どおり、同年 11 月 8 日付けで A 社 B 支社から同社本社（C 社に出向）に異動したことが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和 43 年 10 月の標準報酬月額については、A 社 B 支社に係る社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格喪失により取り消された 43 年 10 月の定時決定の記録により、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 43 年 10 月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D 社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年1月31日から同年3月6日までの期間において、船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月31日、資格喪失日に係る記録を同年3月6日とし、同年1月及び同年2月に係る標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和32年12月31日から33年3月6日まで
② 昭和39年3月9日から同年3月25日まで

社会保険事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、A社の船舶「B」において勤務していた昭和32年12月31日から33年3月6日までの期間及びC社の船舶「D」において勤務していた39年3月9日から同年3月25日までの記録が無かった旨の回答を受けた。

これら事業所の船舶で勤務し、給与から船員保険料を控除されていたことは間違いないので、両申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は、A社のBにおいて、乗船して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時の船員保険は、年金保険、健康保険、労働者災害保険及び失業保険が一体となった社会保険であるところ、当該手帳の失業保険金支給記録欄では、Bにおける申立期間①に対応する記録として、昭和33年1月31日に就職し、33年3月5日に離職している旨の記録が確認できる。

これら就職及び離職の日付の確認方法について、国土交通省関東運輸局に照会したところ、船員保険制度上の証明書類として、就職については、採用証明書により、また、離職については、船員失業証明票により確認し

ており、これら証明書類については、いずれも船主が発行し、失業保険金を請求する船員保険被保険者が当時の海運局あるいは海運支局に提出するためのものであるとの回答が得られたことから、申立人のA社における船員保険の被保険者資格取得日は、失業保険金支給記録欄に記載された就職日である33年1月31日、資格喪失日は、同欄に記載された離職日の翌日である同年3月6日と認められる。

また、昭和33年1月及び同年2月の標準報酬月額については、申立人の船員手帳におけるA社の給与の記録から、9,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は、C社のDにおいて、申立期間②に乗船して勤務していたことが推認できるものの、同手帳の失業保険金支給欄では、就職及び離職の日付並びに同事業所勤務後の失業保険金の支給記録は確認できない。

また、C社の社名変更後の事業所であるE社に照会したものの、申立期間②当時の資料は残存していないとして、申立人の船員保険の加入状況について具体的な証言は得られなかった。

一方、申立期間②中にC社において船員保険被保険者であるDの船長及び同僚のうち、存命中で連絡先が確認できた9人及び同事業所で船員保険の被保険者である1人の計10人に照会したところ、8人から回答が得られたが、申立人の船員保険の加入状況について具体的な証言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が管理するC社の船員保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、一方、被保険者証記号番号に欠番も見られない。

加えて、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間②に係る船員保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格取得日は平成8年7月21日、資格喪失日は10年4月10日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成8年7月から9年9月までに係る標準報酬月額を26万円、同年10月から10年3月までに係る標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を申立期間①における資格喪失日に係る記録である平成10年4月10日から同年10月1日に訂正し、同年4月から同年9月までに係る標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年7月21日から10年4月10日まで
② 平成10年4月10日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成8年7月21日から10年10月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

厚生年金保険料の控除の事実を確認できる資料として、給与明細書を提出するので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 労働局に照会したところ、平成8年8月21日から17年6月30日までの期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録が確認できると

の回答を得たことから、両申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、両申立期間においてA社に勤務し、給与の支給を受けるとともに、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間においては厚生年金保険適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社は、法人事業所であることから、両申立期間当時の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

2 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、当初、平成8年7月21日に取得し、9年10月1日付けで標準報酬月額の時決定が行われていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である8年6月1日より後の10年4月10日付けで、8年7月21日に遡^{そきゅう}及して、被保険者資格の取得記録の取消処理が行われたことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成8年6月1日時点において、同社における厚生年金被保険者資格を有する同僚3人に照会したところ、1人から回答が得られ、申立人は、同社において、正社員として機械整備の業務を担当していたとの証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格取得に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①における資格取得日に係る記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年7月21日に、資格喪失日に係る記録は、社会保険事務所の処理日と同日の10年4月10日とすることが必要と認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録にあるA社における遡及取消前の申立人の記録から、平成8年7月から9年9月までに係る標準報酬月額を26万円、同年10月から10年3月までに係る標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

3 申立期間②について、上記1のとおり、申立人のA社における勤務が確認できる。

また、申立人が提出した平成10年3月分から同年10月分までの給与明細書により、毎月、厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

これらのことから、申立人の申立期間②に係るA社における資格喪失日に係る記録を、平成10年10月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書に記載されている給与総支給額及び厚生年金保険料控除額により、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が得られないものの、事業主は申立期間②において適用事業所となる要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和38年7月22日に訂正し、申立期間のうち、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を1万6,000円とし、同年10月から39年6月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月22日から39年7月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和38年7月22日から39年7月21日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和37年4月1日にA社に入社して以降、途中で退社や休職もしたことはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び同社から提出された社員名簿並びにA社D出張所及び同社C出張所の同僚の証言により、申立人は、申立期間当時、同社C出張所に在籍していたことが確認できるとともに、昭和38年7月22日付けで、同社D出張所から同社C出張所に異動したことが推認できる。

また、申立期間中の昭和39年5月1日以降にA社C出張所において社会保険担当者となった者から、正社員が転勤する際は、厚生年金保険に継続して加入しているはずである旨の証言が得られたほか、申立人が同社同出張所に異動した38年7月22日に近接した時期に、同社同出張所に転勤した同僚の厚生年金保険加入記録について調べたところ、一部を除いて、転勤の際に空

白の期間がある者が見られないことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社C出張所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和38年7月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人の同年6月のA社D出張所における標準報酬月額が1万6,000円であることから、1万6,000円とし、同年10月から39年6月までの標準報酬月額については、申立人と同じ年齢で申立人と同一日に同社同出張所に入社した同僚二人の38年10月の定時決定の標準報酬月額が1万8,000円であること、また、申立人の同社C出張所における厚生年金保険被保険者の資格取得時である39年7月の標準報酬月額が同額の1万8,000円であることから、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

茨城厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年3月1日に訂正し、9年9月に係る標準報酬月額を13万4,000円及び同年10月から11年2月までに係る標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月30日から11年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成4年7月1日から11年3月1日までの期間のうち、9年9月30日から11年3月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間においても、毎月の給料から厚生年金保険料を控除されていたので、この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者資格について公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る離職日は平成11年2月28日であるとの回答が得られた。

また、申立期間当時のA社の代表者は、同社が平成9年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後も申立人が11年2月28日に退職するまで、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと証言している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成9年9月30日と同日に、同社は

厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者9人(申立人を含む。)について、健康保険任意継続被保険者資格取得の手続を行ったことが確認できる上、雇用保険にも継続して加入していることから、申立人に厚生年金保険被保険者資格喪失の事実を知られまいとする意図が認められる。

加えて、申立期間当時の同僚は、給料の遅配が頻繁にあったと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、事業主により厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、平成9年9月に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る社会保険庁のオンライン記録における9年8月の記録により、13万4,000円とし、同年10月から11年2月までに係る標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録上は資格喪失により取消処理されている9年10月の定時決定の記録により、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間はA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった以降であることから、事業主から社会保険事務所に対し申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年9月から11年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支社に勤務していた昭和37年4月1日から39年4月1日までの期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和34年6月1日の入社から平成8年3月1日の退社まで、A社及びその関連会社に継続して勤務していた。

証拠書類として厚生年金保険料が控除されていることが記されている給与支給明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

3 委員会の判断の理由

A社は、平成13年4月2日に、保険契約の移転により解散していることから、清算業務を行ったC社D事務局（A社清算人）に照会したところ、「旧A社のホストコンピュータで管理していたデータに、申立人が、昭和34年4月24日から平成8年2月29日まで、A社及びその関連会社に継続して勤務していたことが確認できる。」との回答が得られた。

また、同僚の証言により、申立人は、昭和39年3月31日まで、A社B支社に勤務し、同年4月1日付けで同社E支社に異動したことが認められる。

加えて、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社B支社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支社における昭和39年2月の社会保険庁のオンライン記録及び申立人から提出された給与支給明細書から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が既に保険契約の移転により解散しており、事業主と連絡が取れず確認できない上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主が資格喪失日を昭和39年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から46年12月までの期間及び47年1月から51年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から46年12月まで
② 昭和47年1月から51年4月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和43年6月から46年12月までの期間及び47年1月から51年4月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間の保険料については、昭和43年8月ごろに国民年金の任意加入手続を行い、A町役場(当時)及びB村役場(当時)で納付してきた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和51年8月2日から同年同月7日までの間と考えられ、この時点では、申立期間①及び②については、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であることから、申立人は、合算対象期間となっており、制度上、さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料を毎月役場で納付したと主張しているが、申立期間が95月の長期に及んでおり、そのすべての期間について、A町、B村及び社会保険事務所の^{かし}瑕疵により保険料納付記録が欠落したとは考え難い。

さらに、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 894

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年9月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和60年4月から61年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和62年5月の結婚を機に、夫と二人でA市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。この時、過去にさかのぼって保険料を納付できると言われ、納付できる限りの保険料を納めた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、社会保険庁のオンライン記録から、国民年金第3号被保険者の資格取得の届出を行った平成元年1月と考えられ、この時点において、時効未到来である、申立期間直後の昭和61年10月から62年4月までの保険料について過年度納付していることが確認できるものの、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和62年5月の結婚を機に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、上記の第3号被保険者資格取得届出が平成元年1月に行われていることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から58年3月まで
昭和56年8月ごろ、夫が退職したため、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。手続後の保険料については、A町の納税組合制度により、毎月、組合長の自宅まで納付書と保険料(現金)を持参し預けた後、組合長が、預かった納付書と保険料を金融機関に持っていき、納付していた。

自分と同時期に加入手続を行った夫の納付記録には、申立期間を含めて、加入手続後から現在まで未納はなく、自分だけ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入したのは、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和58年3月25日以降であると考えられ、56年9月に、その夫と共に国民年金の加入手続を行い、申立期間について、納税組合を通じて夫婦二人分の保険料を継続して納付していたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

また、申立人は、申立期間の保険料について、さかのぼって納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料について、過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和59年2月末に会社を退職した際、会社の経理担当者から、退職後は国民年金に加入する旨の説明を受け同意した記憶があるほか、申立期間の保険料については、経営していた店舗に来る銀行員を通じて、納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直後の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和61年4月ごろと考えられ、この時点では、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していないことから、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、申立期間については、本来であれば申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い国民年金強制被保険者となるべきところ、任意加入者となっていることから、申立期間中に、申立人のみ国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から同年12月まで
ねんきん特別便で、昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料が未納とされていたことが判明した。

申立期間の保険料については、昭和58年5月27日に、A区役所B出張所において現金で納付しており、事実、納付前に送られてきた納付勧奨の葉書を保管しているので、このことを証明できると考えている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年1月に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間については共済組合員との婚姻（昭和57年10月）による合算対象期間（カラ期間）であり、国民年金被保険者資格を有していないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人が保管する国民年金手帳に記載されている記録によると、申立人が国民年金強制被保険者資格を喪失した日は、昭和57年10月14日であり、改製原戸籍附表により確認できる住所変更日と一致することから、申立人がA区役所において転入の手続を行った際に、国民年金の資格喪失の手続を行ったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料を納付した際に領収書を発行してもらえなかったため、領収書の代わりに納付勧奨の葉書を保管していると主張しているが、この葉書は、昭和58年2月25日現在における申立人の納付記録をもとに作成されたもので、申立人に係る昭和57年度の保険料の未納期間が9か月あると記載されていることから、この未納期間は57年4月から同年9月までの期間（6か月分）及び58年1月から同年3月までの期間（3か月分）であることが推認できる。

加えて、申立人から提出された領収証書により、申立人は、申立期間前後の保険料を昭和 58 年 3 月 9 日に納付したことが確認できることから、仮に、申立人の主張どおり申立期間を含む 57 年 4 月から同年 12 月までの保険料を納付した場合、同年 4 月から同年 9 月までの保険料については重複納付されたことになり、還付処理がされるべきところであるにもかかわらず、当該保険料が還付された事実は見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 53 年 8 月までの期間、56 年 2 月から同年 5 月までの期間及び 57 年 8 月から 60 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月から 53 年 8 月まで
② 昭和 56 年 2 月から同年 5 月まで
③ 昭和 57 年 8 月から 60 年 5 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 52 年 2 月から 53 年 8 月までの期間、56 年 2 月から同年 5 月までの期間及び 57 年 8 月から 60 年 5 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

各申立期間については、私の妻が、その都度加入手続を行い、納税組合を通じて夫婦二人分の保険料を納付していた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の年金記録については、平成 8 年 8 月 1 日に、申立期間①の直後の期間並びに申立期間②及び③の前後の期間の厚生年金保険被保険者資格記録が追加されていることが確認できることから、各申立期間について、その妻が、その都度国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する「転入被保険者台帳管理カード」により、昭和 45 年 8 月ごろ、A 区役所において申立人に払い出された国民年金手帳記号番号「B」については、申立人が、47 年 7 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失後、昭和 56 年度の時点まで同資格が「喪失」とされていることが確認でき、事実、同資格については、平成 19 年 10 月 3 日に申立人の現在の基礎年金番号である「C」に統合されていることから、各申立期間について、継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には、不合理な点が認められる。

さらに、申立人が保管する年金手帳には、国民年金手帳記号番号「D」が記載されているが、申立人が国民年金に加入した時期は、直後の国民年金被保険者の国民年金手帳記号番号から、平成8年7月ごろと考えられ、この時点では、各申立期間については時効により保険料を納付することができない。

加えて、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年6月までの期間、49年9月から同年11月までの期間及び54年2月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年6月まで
② 昭和49年9月から同年11月まで
③ 昭和54年2月から56年3月まで

各申立期間については、厚生年金保険と国民年金の両方に加入し、重複して保険料を納付していたが、社会保険事務所で納付記録を確認したところ、重複して納付した国民年金保険料については、既に還付済みとなっていた。

しかし、還付されるべき保険料については受け取っていないので、各申立期間の国民年金保険料について還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び還付整理簿並びにA市役所が管理する国民年金被保険者名簿には、各申立期間の国民年金保険料が還付されたことを示す内容が記載されており、還付金額についても、各申立期間当時の保険料と一致していることから、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和44年4月3日、49年9月1日及び54年2月1日に、それぞれ厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できることから、各申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、各申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から57年3月までの期間及び同年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月から57年3月まで
② 昭和57年4月から59年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和53年5月から57年3月までの期間については、未加入期間であるとされていたほか、同年4月から59年3月までの期間については、申請免除とされていた。

申立期間①については、両親が国民年金保険料を納付してくれていた可能性がある。申立期間②については、申請免除をしていたが、昭和59年4月から現在の勤務先が厚生年金保険の新規適用事業所となったため、同僚に国民年金保険料を預け、A市役所において、夫婦二人分の保険料を毎月追納してもらっていた。

このため、申立期間①について国民年金に未加入とされ、申立期間②について申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和57年4月ごろと考えられ、この時点では、申立期間①の一部については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間②について、申立人は、A市役所において保険料を毎月追納していたと主張しているが、申立期間②は24月に及んでおり、そのすべての期間において、行政側の^{かし}瑕疵によって保険料追納記録が消失したとは考え難い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、両申立期間当時、申立人が婚姻していたその妻は、申立期間②の一部である昭和58年12月の保険料について、平成6年1月14日に追納したが、時効により同保険料が還付されたことが確認できることから、申立期間②について、夫婦二人分の保険料を毎月追納していたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

その上、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から48年1月までの期間及び48年8月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から48年1月まで
② 昭和48年8月から61年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については、大学を辞め、A県に転居してきた昭和48年9月ころに、夫の分と併せて納付した。申立期間②の保険料については、加入手続後、毎月、遅れることなく納付してきた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直後の国民年金強制被保険者の保険料の納付状況から、昭和61年11月から62年2月までの間と考えられ、この時点では、申立期間①のすべて及び申立期間②の大半については時効により保険料を納付できない。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録により、昭和62年7月6日に、過年度納付書が作成された事実が確認できることから、60年4月から62年3月までの期間内に、保険料の未納が存在したことが推認できる。一方、B市役所が管理する国民年金被保険者名簿では、申立人は、昭和62年5月26日の時点において、昭和61年度のすべての期間の保険料を納付していたこと、また、60年度の保険料については、納付していなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料について、C町役場（当時）において納付書により納付していたと主張しているが、同町役場及び社会保険事務所において長期間（152月）にわたり納付記録が欠落する^{かし}瑕疵があったとは考え難い。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかが

えず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から48年1月までの期間及び48年8月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から48年1月まで
② 昭和48年8月から61年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については、大学を辞め、A県に転居してきた昭和48年9月ころに、妻が私の分と併せて納付した。申立期間②の保険料については、加入手続後、毎月、妻が遅れることなく納付してきた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直後の国民年金強制被保険者の保険料の納付状況から、昭和61年11月から62年2月までの間と考えられ、この時点では、申立期間①のすべて及び申立期間②の大半については時効により保険料を納付できない。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録により、昭和62年7月6日に、過年度納付書が作成された事実が確認できることから、60年4月から62年3月までの期間内に、保険料の未納が存在したことが推認できる。一方、B市役所が管理する国民年金被保険者名簿では、申立人は、昭和62年5月26日の時点において、昭和61年度のすべての期間の保険料を納付していたこと、また、60年度の保険料については、納付していなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料について、C町役場（当時）において納付書により納付していたと主張しているが、同町役場及び社会保険事務所において長期間（152月）にわたり納付記録が欠落する^{かし}瑕疵があったとは考え難い。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかが

えず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 903

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から58年6月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和55年5月から58年6月までの国民年金保険料が未納とされていた。

A市役所（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続を行った際、窓口職員から20歳までさかのぼって保険料を納付することができる旨の説明を受けて、申立期間の保険料を納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間直後の昭和58年7月から59年9月までの保険料を60年10月に過年度納付したことが確認できることから、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号「C」は、昭和59年11月10日に、社会保険事務所からA市役所に払い出されていることが確認できることから、申立人が国民年金に加入した時期は同日以降と考えられ、この時点では、特例納付制度が存在しないため、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで
社会保険事務所で夫婦二人の納付記録を確認したところ、私のみ、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、夫が、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、二人分の保険料を納付していた。

私たち夫婦は、自営でA業を営んでおり、申立期間のうち、昭和36年及び37年については、金銭出納簿を保管している。当該出納簿の支出欄に、夫婦二人分の保険料が記載されていることから、同出納簿については、保険料を納付したことを示す資料であると考えている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が保管する年金手帳から、昭和40年9月ころと考えられ、この時点では、申立期間の過半については時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、その夫が、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、二人分の保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、その夫及び当時同居していた義妹の国民年金手帳記号番号は連番であることが確認できることから、申立人が保険料を納付したことを示す資料として提出した金銭出納簿に記載されている二人分の保険料は、その夫及び義妹の分であると推認できるため、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、後からさかのぼって納付したことが無いと主張しており、事実、申立期間の保険料について特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料が申請免除とされていた。
申立期間の保険料については、昭和59年に、A村役場(当時)において、妻の分と併せて13万円ないし14万円を納付した。
このため、申立期間について申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

申立人は、昭和58年に、税務署の調査を受け、57年までの所得に誤りがあることを指摘され、所得税の修正申告を行ったことにより、59年に、A村役場から、申請免除の承認を受けた申立期間の保険料を納付するよう通知を受け、妻の分と併せて13万円ないし14万円を納付したと主張しているが、同期間に係る二人分の保険料額と申立人の主張する金額を比較すると相当の差があり、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申請免除期間の保険料を納付するためには、社会保険庁において免除却下を行った上で、社会保険事務所から国庫金納付書の発行を受けなければならないが、社会保険庁のオンライン記録では、同期間について、免除却下を行った記録は無く、納付書が発行された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年2月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和47年4月から51年2月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、父が、昭和47年4月に国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて保険料を納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

申立人は、昭和47年3月31日にA共済組合の組合員資格を喪失し、B町役場(当時)において同年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号「C」であるが、この記号に統合された国民年金手帳記号番号が見当たらず、申立期間については国民年金被保険者資格を有していないことから、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月及び13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年3月
② 平成13年3月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成12年3月及び13年3月の国民年金保険料が未納とされていたほか、13年3月については、未加入期間であるとされていた。

私は、平成11年度については、A機関においてBをし、平成12年度については、C機関においてBをし、当該年度内の当年4月から翌年2月までの期間については、両機関における厚生年金保険の被保険者であった。

このため、平成11年度及び12年度の3月の保険料については、それぞれ、翌月の4月に、D市役所から国民年金の勧奨通知が届いた後、同市役所の年金窓口において、加入手続を行い、同時に納付していた。

このため、申立期間①及び②の保険料が未納とされていること並びに申立期間②について未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、平成12年3月の国民年金の加入に係る勧奨通知は同年4月24日に発行されているほか、13年3月の国民年金の加入に係る勧奨通知については14年8月27日に最終通知が発行されていることが確認できることから、両申立期間の保険料を翌月の4月に納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、D市に照会したところ、申立期間当時、同市役所年金窓口では、被保険者資格の切替手続と同日に保険料の納付を行うことはできない旨の回答が得られたほか、同市市民税課から提出された申立人に係る平成13年分及び14年分の給与支払い報告書(写)並びにC機関から提出された申立人に係る平成12年分年末調整表(写)及び13年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(写)では、申立人が12年及び13年中に納付したとする保険料額の記載は無

い。

このほか、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 908

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで
社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料が還付されているとの回答を受けた。

昭和 52 年 4 月 27 日に厚生年金保険に加入したが、国民年金保険料も同時に納付した。申立期間については、保険料が還付されているとのことであるが、還付請求を行った覚えは無い。

このため、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、昭和 52 年 4 月 27 日から厚生年金保険被保険者となったことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立人に係る国民年金保険料の還付について、還付対象期間、還付金額が明確に記載されており、還付金額についても申立期間当時の保険料と一致していることから、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人が保管する「昭和 52 年度国民年金保険料納付通知書兼領収書の送付状」により、申立人は、国民年金被保険者資格喪失を行った際に、A 市役所に対して、申立期間に係る保険料を納付した領収書を提示したと史料できるので、その時点において、申立人及び同市役所は、保険料の還付が行われていることを認識していたと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月30日から25年12月31日まで
② 昭和33年1月1日から37年12月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A機関B事業所(実際は、C機関D事業所)に勤務していた昭和20年から25年ごろまでの期間及びE社F支店に勤務していた33年から37年ごろまでの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妹が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A機関B事業所に勤務し、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張しているが、C機関D事業所に係る厚生年金保険等の資料を管理しているG機関に照会したところ、C機関D事業所の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の名前は見当たらない旨の回答が得られた。

また、社会保険庁のオンライン記録により、C機関D事業所は昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、このことについて、G機関に照会したところ、それ以前に、C機関D事業所は厚生年金保険の適用事業所となったことはない旨の回答が得られた。

さらに、申立期間①うち、昭和24年4月1日から25年12月31日までの期間に係る社会保険事務所が管理するC機関D事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚二人は、C機関D事業所の厚生年金保険被保険者名簿に見当たらず、連絡先も不明であるため照会することができず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況が不明である。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、生前に、H市I区に所在する「E社F支店」に勤務していたと主張していたが、E社に照会したところ、同社「F支店」という名称の事業所は無く、同社「J支店」なら存在するが、申立期間②当時の同社「J支店」の社会保険関係書類及び社員台帳は廃棄済みであり、申立人に係る申立期間②当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない旨の回答が得られた。

また、K健康保険組合に照会したところ、申立人に係る申立期間②当時の資料は残存しておらず、申立人の健康保険の加入について確認することはできない旨の回答が得られた。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、「E社」及び「L支店」を含む名称の事業所を検索した結果、申立人が主張する「E社F支店」という名称の事業所は見当たらない。

加えて、上記検索結果により、申立期間②中に厚生年金保険の適用事業所として、「E社J支店」及び「E社L支店」が存在していたことが確認できるものの、申立期間②に係る社会保険事務所が管理する「E社J支店」及び「E社L支店」の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も見られない。

また、社会保険事務所の調査により、E社において、申立人が主張するH市I区に所在する事業所は「E社M支店」であることが判明したため、同社同支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人本人は既に他界しており、申立期間当時の同僚や具体的な状況について聴取することができない上、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から26年8月まで

社会保険事務所に私の父の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、社会保険庁から郵送された「被保険者記録照会回答票」により、昭和20年8月30日から26年9月4日までの期間について、厚生年金保険に未加入であることが判明した。

申立期間については、A社（現在は、B社）、その関連会社又はその下請会社にCとして間違いなく勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における勤務状況について、申立人の子(申立代理人の姉)は「父は、Cで、D村（現在は、E市）のF地区の「G」（住宅が社宅以外であることを示す通称）に居住していた。」と証言しているところ、B社は、i) 「社宅以外に居住する者をそのように呼んでいた。」としていること、ii) 「F地区の社宅に居住していた労働者はA社H事業所に勤務していた。」としていること、iii) A社I部において厚生年金保険被保険者資格を有する申立人の義弟は「申立人と同じ事業所に勤務していた。」としていることから、A社との雇用関係は不明であるが、申立人は、申立期間当時、A社H事業所I部内において勤務していたことが推認できる。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を有する義弟及び同じくA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であった義弟の家族は、申立期間当時「社宅」に居住しており、申立人と同じく「G」に居住していた者については、確認することができず、照会することもできない。

さらに、申立期間当時にA社H事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した6人に照会したところ、申立

人の義弟を含む4人から回答が得られたものの、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

加えて、「E市史」（昭和62年*月*日、E市長発行）により、同市内にJが19事業所あったことが確認できることから、申立期間に係る社会保険事務所が管理する19事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年から 18 年まで
② 昭和 18 年ごろ

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 16 年から 18 年ごろまでの期間及びBに勤務していた 18 年ごろについて、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務したとするA社について、社会保険事務所が管理する事業所記号順索引簿及び社会保険庁のオンライン記録により、A社という名称を持つ事業所を検索した結果、申立人が主張する所在地の近傍であるC区Dに、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったA社が存在していたことが確認できるものの、申立期間に係る社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらないほか、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚の名前も見当たらない。

また、当該名簿に記録のある者全員の連絡先が不明であるため、照会することができない。

さらに、上記検索結果により、他にA社という名称の事業所を確認することができるが、いずれも、厚生年金保険の適用事業所となった時期が昭和 29 年以降であることが確認でき、申立期間には適用事業所としての記録が無い。

2 申立期間②について、「B」の事業主が戦後、現在のE市内でF業を営んでいたとの申立人の主張に基づき調査を行ったところ、「G」というH店が存在し、当該H店のI氏からは、その父が、戦前、J社の工場に人材を派遣する「K」を経営していた旨の証言が得られ、I氏の証言と申立人の主張が

一致することから、申立期間②当時、申立人が勤務していたのは当該「K」であったことが推認できる。

しかし、「K」の事業主の長男に照会したところ、事業主は平成6年4月に他界しており、昭和18年ごろの書類は無く、「K」が厚生年金保険の適用事業所であったか不明であるとしているほか、「K」に勤務していた社員についても分からないとの証言が得られた。

また、社会保険事務所が管理する事業所記号順検索簿により、「K」という名称を持つ事業所を検索したものの、該当事業所は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②当時の同僚を記憶しておらず、照会することができない。

3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 1 日から 59 年 2 月 20 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 58 年 9 月 1 日から 59 年 2 月 20 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

当時、厚生年金保険料を給与から引かれていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時にA社に勤務していたことは、申立期間当時の同僚の証言により推認できる。

一方、申立期間当時のA社の事業主に照会したものの回答が得られなかったことから、その息子に申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会したところ、当時の資料は残存していないとして、「当時、同社では、試用期間を設け、厚生年金保険については、一部の社員のみを加入させていたことを聞いたことがある。」との証言が得られた。

また、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した15人に照会したところ、10人から回答が得られ、そのうちの1人からは、当時、厚生年金保険の加入は任意であった旨の証言が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人は、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらないことから、同社においては必ずしも全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。また、当該名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 10 日から 41 年 2 月 21 日まで
② 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 5 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和39年2月10日から41年2月21日までの期間及びB社に勤務していた42年9月1日から43年5月21日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、私は、C社を退職（昭和38年5月）した際に、同社に勤務していた期間について脱退手当金を請求し、受給したことは記憶しているものの、申立期間については脱退手当金を請求した記憶は無いので、同期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和43年9月6日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されているほか、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間は無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、社会保険事務所が管理するB社の健康保険被保険者名簿において、申立人の健康保険整理番号の前後56人のうち、申立人以外に「脱」表示がある者が2人おり、その2人共、社会保険庁のオンライン記録上で脱退手当金の支給記録があることが確認できる。

さらに、B社に照会したところ、当時の脱退手当金の取扱いについて承知している者がおらず、また、関係資料も残存していないため、当時の脱退手当金の取扱いについては不明である旨の回答が得られた。

加えて、申立人に申立期間当時の状況を聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱

退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、C社における申立人の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金の受給要件である2年以上を満たしていないことから、同社退職時点（昭和38年5月5日）において、申立人は脱退手当金を請求することはできない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月から 34 年 12 月まで
② 昭和 34 年 12 月から 35 年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和33年11月から34年12月までの期間及びB社に勤務していた同年12月から35年12月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社では、C等の仕事を行い、また、B社では、D駅前でEの仕事を中心に行っていた。

このため、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社に照会したところ、申立人の同期間における勤務状況については確認できないとしているほか、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び同期間に係る厚生年金保険料の納付については、当時の資料が残存していないため不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間①に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。また、当該被保険者名簿では、当時、一緒に勤務したとして申立人が名前を挙げている同僚一人の名前も見当たらないことから、A社においては、必ずしも、社員全員を厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間①当時にA社に勤務していた同僚10人に照会したところ、7人から回答が得られ、そのうち、5人からは、申立人が勤務していたことを記憶していない旨の回答であったほか、また、2人からは、申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立人の勤務期間等については分から

ない旨の回答であったため、当時の申立人の勤務状況等について証言を得ることはできなかった。また、回答のあった同僚のうちの1人の厚生年金保険の被保険者資格取得時期が、本人の記憶している勤務開始時期より約2年遅れていることから、A社においては、必ずしも、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

加えて、F健康保険組合に照会したところ、申立人に係る健康保険の加入記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社に照会したところ、申立人の同期間における勤務状況については確認できないとしているほか、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出の有無及び同期間に係る厚生年金保険料の納付については、当時の資料が残存していないため不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間②に係る社会保険事務所が管理するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間②当時にB社に勤務していた同僚のうち、存命中で連絡先の判明した二人に照会したところ、一人から回答が得られたものの、申立人が勤務していたことを記憶しておらず、当時の申立人の勤務状況等について証言を得ることはできなかった。

加えて、申立期間②当時のB社の事業主は既に他界しているほか、当時、同社において取締役を務めていた者の連絡先も不明であることから、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月から 52 年 11 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 50 年 11 月から 52 年 11 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険被保険者記録では、昭和 46 年 12 月 21 日から 47 年 10 月 10 日までの期間及び 47 年 11 月 8 日から 48 年 5 月 20 日までの期間となっている旨の回答が得られたことから、申立人は、それぞれの期間に同社に勤務していたことは確認できるものの、申立期間に同社に勤務していたことは確認できない。

また、A社に照会したところ、申立期間当時、正社員になるためには、入社後 1 年ないし 2 年くらいの見習期間があったとし、申立期間当時の資料は残存していないため、申立人に係る申立期間当時の勤務状況は確認できないものの、申立人は、正社員ではなく、準社員と思われるとの回答が得られた。

さらに、申立人は、昭和 46 年 12 月 21 日に、A社において雇用保険に加入していることが確認できることから、同日から 52 年 11 月までに同社に勤務していた同僚 5 人及び申立期間当時に同社に勤務していた同僚 3 人の計 8 人に照会したところ、6 人から回答が得られ、そのうち 1 人からは、当時、本採用になるまでに試用期間を要し、同社では、2 年くらいの勤務期間では厚生年金保険に加入させていなかったと思う旨の証言が得られたほか、また、5 人からは、自身が記憶している入社時期より、被保険者の資格取得時期が 3 か月ないし 5 年遅いことが確認できることから、同社においては、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人の雇用保険の加入期間及び申立期間に係る社会保険事務所が

管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人が一緒に入社したとして名前を挙げた同僚の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。